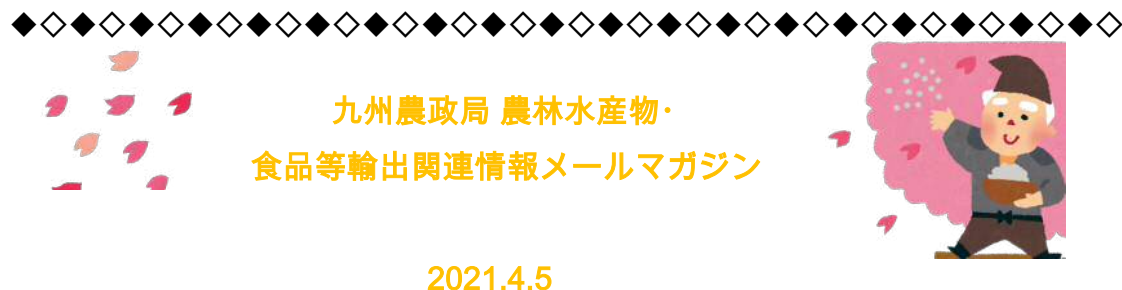


差出人: 九州農林水産物等輸出促進ネットワーク
送信日時: 2021年4月5日月曜日 14:37
件名: 九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジン (2021.4.5)



今年は桜の満開の時期が例年よりかなり早いそうで、すでに葉桜へと変化している様子を見かけます。コロナ禍の今、お花見をすることはできませんが、来年こそは存分に桜の時期を楽しみたいです。

本日もご覧いただきありがとうございます。

【目次】

- 1 仏領ポリネシア政府による日本産食品の輸入規制の緩和について
(令和3年3月17日以降)

-
- 1 仏領ポリネシア政府による日本産食品の輸入規制の緩和について
(令和3年3月17日以降)
-

標記について、東京電力福島第一原子力発電所事故の後、仏領ポリネシア向けに輸出される福島県等13県産の一部の日本産食品・飼料に放射性物質の検査等が求められていましたが、3月17日に、以下の品目の規制が解除され、直行便で輸入される食品・飼料のみが規制対象となることが確認できたのでお知らせいたします。

- ① 第三国経由で日本から輸入される食品・飼料
- ② 漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物

なお、その他の品目に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書の添付義務には変更ありません。

詳細は、以下URLよりご覧ください。

【仏領ポリネシアによる日本産食品の輸入規制の緩和】

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/oshirase/fp_210401.html

【仏領ポリネシアの輸入規制措置の概要】

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/sum_fp.pdf



【GFPへ参加しませんか】

GFPに参加すると以下のメリットがあります！

「農林漁業者・食品事業者」の方が受けられるサービス

- ・輸出診断を無料で受けられます。
- ・輸出商社の「商品リクエスト情報」を受け取れます。
- ・輸出希望商品を輸出商社に紹介できます。多くの輸出商社は国内取引で商品購入するため、輸出手続きを自ら行わずに速やかに輸出できます。
- ・輸出のための産地づくりは、計画策定から支援を受けられます。
- ・メンバー同士の交流イベントに参加できます。

「輸出商社、バイヤー、物流業者」の方が受けられるサービス

- ・生産者・製造業者が作成する「商品シート」を受け取れます。
- ・「商品リクエスト」を全国の生産者・製造業者に発信できます。
- ・メンバー同士の交流イベントに参加できます。

詳しい内容をお知りになりたい方は、以下の URL をご参照ください。
皆さまのご登録をお待ちしております。

<http://www.gfp1.maff.go.jp/>

GFP_Facebook ページでは、全国での輸出診断の様子がご覧になれます。

<https://www.facebook.com/maff.gfp/>

【農林水産物、食品の輸出をお考えのみなさまへ】

農林水産省では、輸出意欲のある事業者の皆様と輸出先国・地域のニーズとのマッチングを促進するため、2018 年 8 月末、農林水産省が日本の農林水産物・食品輸出プロジェクト「GFP」を立ち上げました。GFP とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、GFP 登録者へのサービスとしまして、事業者様の輸出商品紹介シートをマッチングの起点として活用し、事業者様の情報を GFP 登録の輸出事業者などに提供することで、輸出の成約を強力にサポートします。

詳しい内容をお知りになりたい方は、以下の URL をご参照ください。

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/zigyo/matching.html>

【農産物の輸出をサポートします！】

一般社団法人全国植物検疫協会では、生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準など(産地等の意向及び課題)について、専門家を派遣し技術的なサポートを行います。

手土産で海外に持ち出す場合もご相談ください。

※ご相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。詳細は以下 URL をご参照ください。

